

個人情報ファイル簿

令和5年10月1日作成（ ☐ 開始 ・ ☒ 変更）

個人情報ファイルの名称	介護保険システム（資格・認定・受給・給付・賦課）	
行政機関等の名称	埼玉県和光市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部 長寿あんしん課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険に関する資格管理事務、給付管理事務、受給事務、賦課徴収及び認定事務を行うため。	
記録項目	1 被保険者番号、2 宛名コード・世帯コード、3 個人番号、4 氏名、5 性別、6 生年月日、7 住所、8 送付先、9 電話番号、10 資格の得喪日・得喪事由、11 住民区分、12 申請情報、13 訪問調査情報、14 意見書情報、15 審査・認定情報、16 支給限度基準額、17 保険給付情報（サービス提供月、サービス種類、サービス提供事業者名、サービス費用額、保険給付額、自己負担額）、18 高額介護（介護予防）サービス費支給情報（総合事業の相当サービス含む。）、19 高額医療合算介護（介護予防）サービス費支給情報（総合事業の相当サービス含む。）、20 介護保険自己負担割合、21 負担限度額情報、22 居宅サービス計画情報、23 社会福法人減免情報、24 介護保険料賦課徴収情報（保険料、所得段階、納付状況、銀行口座、特徴の年金、基礎年金番号）、25 住民税情報、26 無資格者情報、27 口座情報、28 生活保護情報、29 施設入所情報	
記録範囲	1 介護保険被保険者（第1号被保険者及び第2号被保険者） 2 介護保険被保険者の配偶者、住民票を一にするもの等 3 介護給付（予防給付）の受給者 4 総合事業の受給者 5 無資格者情報	
記録情報の収集方法	本人申請、他市区町村、事業者申請、訪問調査、主治医意見書、社会援護課が有する生活保護受給情報、健康保険医療課保有の介護保険料に係る収納管理・滞納整理情報、課税課保有の市県民税情報、戸籍住民課保有の住民管理・住民記録情報、国保連合会経由の日本年金機構からの情報	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	介護支援専門員、包括支援センター担当職員、事業者、埼玉県国民健康保険団体連合会、厚生労働省	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部総務課 （所在地）和光市広沢1－5	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	法第60条第2項第2号 ☐ （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報である旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考	※1_令和5年10月1日の組織改正に伴い「開示請求等を受理する組織の名称」を変更。	